やめよ！徳山ダム

徳山ダム建設中止を求める会通信
No.69（2006.9.8）

事務局　TEL/FAX 0584-78-4119
大垣市田町1-20-1　近藤方

だまし討ち判決！→ 上告します

徳山ダム裁判控訴審(住民訴訟)判決　実体審理なしで事実認定

＜在間正史弁護団長の解説＞

【結審に至る経過】

原告（控訴人、以下「原告」）は、控訴審において、徳山ダム建設負担金の支出差止請求の立証活動として、徳山ダム工業用水の需要がないことの立証のために、一審の結審後になされた０４年岐阜県長期水需給計画の検討資料の提出を要求しました。これは、９３年岐阜県長期水需給計画を変更した新しい水需給予測であり、０４年フルプラン・徳山ダム事業実施計画の元になったものです。

これに対して、被告は、フルプラン・事業実施計画が開発水量も事業費とその負担額も変更されたので、支出差止請求の対象が異なることになったから、新たに住民監査請求が必要だが、それがなされていないので、訴えを却下をすべきであると主張し始めました。これに対して、原告は、工業用水の需要がないので徳山ダム建設負担金の支出は全て違法と主張し、徳山ダム建設負担金全ての差止を請求しているのであって、徳山ダム建設負担金がある以上、事業実施計画の変更は関係がないと反論しました。最高裁判決も同じ考えです。

ところが、裁判所は、被告に０４年長期水需給計画資料の提出を促したり、命じたりするのはなく、事業実施計画が変更されたので支出差止請求の対象が変わったこと、訴えを却下することを示唆して、判決言い渡し日を３月１５日に指定して結審しました（05.11.21）。

なお、結審後の集会で、私は却下判決は上告すれば１００％破棄される、と言いました。

徳山ダム負担金訴訟

判決に原告反発

「工業用水は必要なし」

「だまし討ちのような判決だ」――。揖斐川町の徳山ダム建設をめぐり、水需要がないのに県知事が事業費負担に同意し、支出したのは違法だとして、住民グループ「徳山ダム建設中止を求める会」（上田武夫代表）のメンバーらが知事らを相手取り、98年6月以降の支出差し止めなどを求めた31日の名古屋高裁判決で、住民側の請求は一審判決同様、却下、棄却された。

「工業用水を必要としている企業はない。とにかく時代錯誤」「最初から行政勝訴ありきとしか思えない」「裁判を受ける権利を奪うような判決だ」。原告団は判決後開いた記者会見で、判決内容に対する不満を口々に訴えた。

在間正史弁護士は04年の木曽川水系水資源開発基本計画（フルプラン）の改定が、判決に反映されなかったことについて「水需要についての資料がないのに、適法だと判断するのは不当だ」と訴えた。

8月30日には、ダム建設を進める水資源機構が、水をため始める日程を今月25日からと発表したばかり。原告団の近藤ゆり子さんは「実際に暮らしている人がいるのに道路が奪われる。イヌワシ、クマタカの保全など何ら対策がないまま、環境が不可逆的に改変されてしまう」として、問題を抱えたまま、ダムに水をため始めることを批判した。

判決後、会見する原告団＝名古屋市の弁護士会館で

06.09.01
朝日新聞岐阜版

【判決言い渡し期日の延期】

言い渡し日期日前の３月１日に裁判所から判決言い渡し期日を延期するとの連絡があり、その後、行政訴訟の判決言い渡し日までなしのつぶてで、その翌日に８月３１日に言い渡し日が決まりました。

【判決内容】

判決内容は、支出差止請求は、全てが門前払いの却下ではなく、却下したのは、すでに支出されたものと事業費圧縮等によって支出がなくなったものだけで、ダム完成後の２００８（平成２０）年度から始まる２３年間償還による建設負担金については、支出差止請求ｊに理由がないという請求棄却でした。前段に述べた被告との支出差止請求ｊの同一性論争については、原告の主張を認めているのです。裁判所は、結審したときとは考えを変えたのです。上記しましたように支出差止請求ｊに同一性があることは当然のことであり、名古屋高裁は、訴えを却下すれば最高裁で破棄されることを予想して方針変更して、判決言い渡し期日を変更したのです。

【弁論再開しての審理が必要】

そうすると、訴えを却下するのではなく、建設負担金支出差止請求に理由があるかどうかを判断するのですから、理由があるかの審理（「実体審理」といいます）が必要です。徳山ダムの工業用水に需要かあるかの実体審理としては、０４年長期水需給計画で水需要予測が変わったのですから、この資料に基づくいて徳山ダム工業用水の需要があるかの検討をしなければなりません。裁判所には９３年長期水需給計画資料しか出ていません。そのためには、弁論を再開して、原告が提出を要求していた０４年長期水需給計画の資料に基づくいて徳山ダム工業用水の需要があるかの実体審理を行わなければ、審理したことになりません。これが訴訟ルールというものです。

ところが裁判所は弁論を再開することなく、徳山ダム工業用水の水需要の判断をしたのです。そこで使用した資料は古くなってしまって利用価値がなくなった９３年長期水需給計画の資料です。新聞記事で「徳山ダムの必要性を認める」などと出ているのはこの資料による部分です。

この裁判所のやり方は、訴訟ルールを踏みにじったもので、「だまし討ち」ではないでしょうか。

徳山ダム試験湛水開始繰り上げに抗議する

～０６年８月３０日「声明」抜粋～

水資源機構は、徳山ダムの試験湛水開始につき、当初の「１０月」を繰り上げ、９月２５日にすると発表しました。この秋の台風シーズンの「洪水調節」に役立たせる、というのが「理由」のようです。これは笑止千万であると同時に、山積する問題を糊塗するための悪どいやり方である、と断ぜざるを得ません。

１．徳山ダムが水源開発施設であるという事実を隠そうとするものである

徳山ダムは、紛うことなき「水源開発施設」です。台風シーズンの「洪水調節」を云々するのは、新規利水の需要がない、事業化されないことを隠すための詭弁です。

2．徳山ダムの「洪水調節」効果はまやかしである

こういう方便を用いることはまさに「揖斐川流域住民の生命と財産を守る」ことに反します。揖斐川流域住民として、憤りを禁じ得ません。

3．徳山村の人々への約束は反故にされ続けている

既成事実を積み重ねて、約束違反を押し通す・・・こんなことを「公」がやっていいことでしょうか？　主権者・納税者として、許し難いことと感じます。

4．イヌワシ・クマタカを象徴とする生態系を不可逆的に改変する

７月２５日の第２回徳山ダムモニタリング会議において、ワシタカ類の専門家委員から「モニタリングといって調査しているだけでは、絶滅の記録を作成するだけにならなってしまわないか」と危機感が口にされました。おりしも、日本政府はＣＯＰ 10（生物多様性条約第１０回締結国会議）を名古屋に招致する意向のようです。絶滅危惧種保全を国際的に約束した日本政府が、その手で、絶滅危惧種イヌワシ・クマタカを絶滅に追いやろうとしているのです。

5．「一切の問題を水底に沈めて口を拭う」ことは許されない

全てを水底に沈めてしまえば、「問題」にフタができるとでもいうのでしょうか？

私たちは、「徳山ダム試験湛水開始繰り上げ」発表に、心底からの憤りを覚え、強く抗議します。

以上

沈む故郷、行けぬ故郷

湛水開始、旧村民の思い複雑

来月二十五日に試験湛水（たんすい）が始まることが決まった岐阜県揖斐川町の徳山ダム。生まれ育った旧徳山村を離れ、第二の人生を過ごしてきた村民たちにとっても、故郷との最後の別れの日が決まった。一方で水没しない門入（かどにゅう）集落などでは今も一部の村民が暮らしており、湛水開始で故郷へ行くすべを失う。集団移転地の地盤沈下問題などもあり、一部の旧村民は「湛水の前に問題解決を」と訴える。

「いつかこの日が来るのは分かっていたが、いざ故郷が現実に沈むとなると、いたたまれない気持ちだ」。旧村民の一人の大牧富士夫さん(七〇)は徳山村から北方町に移って約二十年たつが、現実に自分が生まれ育った山や川が沈むことを想像すると、たまらない気持ちになる。

一方、今も旧徳山村に暮らし続ける村民にとって、問題は深刻だ。門入集落で過ごす広瀬ゆきえさん(六〇)は「試験湛水の期日が決まっても今さらどうこう思わない。ただ一つだけ、道だけは通してほしい」と話す。

門入集落には今も十数軒の住居が立ち、旧村民らが滞在しているが、試験湛水と同時に旧町道が完全に閉鎖され、村民らはこれまでのように自由には故郷に行けなくなる。

「もともと付け替え道路をつけるという話だった。アクセスが確保されないのに、試験湛水を始めるのは困る」と、週末を中心に門入集落の別宅で過ごす泉末広さん(七〇)は憤る。

徳山ダム建設をめぐっては他にも、移転先の地盤沈下で家屋の損傷が出ている問題や、樹林帯が確定せず県の公有地化事業が進展しない問題などが残り、一部の村民らは水資源機構への不満を募らせている。旧徳山村八地区会長会の井野勝巳会長(六九)は「旧村民との問題をきちんと解決してから湛水を始めてほしい。今の状態では、湛水は容認できない」と言い切る。

湛水が決まった現在も旧村民が農作業に精を出す岐阜県・旧徳山村門入地区

06.08.31
中日新聞

湛水していいの？徳山ダム ～7.22大垣集会～

約７０名が参加。旧徳山村民の方が、手入れを続けてきた山林にいけなくなるかもしれないということのつらさを語って下さいました。

恒例：徳山村キャンプ 8月19日(土)～20日(日)

３４人の参加を得て、また楽しい　キャンプとなりました。

２０日には、クマタカの親子が幼鳥に飛翔を教えているところを見ました。００年門入キャンプでは、イヌワシの両親が、幼鳥に飛翔を教えているところをしっかり観察しています。

絶滅危惧種イヌワシ・クマタカの聖地・徳山を水底に沈めてはなりません。↑06.08.20 塚

９月１５日（金）に　中部地方環境事務所（環境省の出先）に行きます。

河川局は自ら河川改正を"水没"させる？

～「木曽川水系河川整備計画策定の進め方」だって！～

まる９年以上も店晒しして・・・とうとう、河川局は、１９９７年河川法改正の趣旨を骨抜きにする「決意」を固め、木曽川水系でも実行し始めました（「ふれあい懇談会」「木曽川水系識者から勉強する会」など。５月に開始し、公表は７月末。後ろめたいから？）。流域住民と議論を重ねて合意を形成していく、という考え方の全否定です。

「木曽川水系河川整備計画策定の進め方」

http://www.cbr.mlit.go.jp/kawatomizu/kiso_shikisya/index.htm

ー大西暢夫写真展ー 僕の村の宝物 ～ジジババ徳山村物語

2006年９月１日(金)～ ３日(日)　大垣市スイトピアセンター・第４展示室

主催：大西暢夫さんの写真を見る会　大垣市田町1-20-1（近藤方）

大盛況でした。のべ来場者は少なくとも８００人、１０００人かもしれません。

各紙地方版には、写真入りで載り、TV でも報道されました。大西さんの写真に撮られた方、そのご家族の方が来場されて、徳山の話をたくさんしていかれました。

過去の TV 特集のビデオを会場内に流しました。何らかの形で、この動画も集大成して行かれる意向のようです。

☆　すでに会費を納入して下さった方にも振込用紙を同封します。余裕のあるときに少しでもカンパを頂けると幸いです。

☆　裁判の原告となって頂いた方の「原告会費」（半期５０００円）は、今年で「最終」とさせて頂きます。来年より、引き続き一般会員として、年会費をよろしくお願いします。

「やめよ！徳山ダム」　徳山ダム建設中止を求める会　代表：上田武夫
編集責任：近藤ゆり子　　事務局　〒 503-0875　大垣市田町１－２０－１
TEL/FAX　０５８４－７８－４１１９　Email：tokuyama-dam@cside.com
URL：http://tokuyama-dam.cside.com/
郵便振替：00800-7-31632　　年会費　２０００円

徳山ダム、県の支出適法

一審も原告側敗訴

名高裁判決「水需要上昇の可能性」

揖斐郡揖斐川町の徳山ダム建設に反対する市民団体が、水需要がないのに県が工業用水の建設負担金を県の一般会計から水資源機構に支出しているのは違法―などとして、県や梶原拓前知事らを相手取り、建設負担金の支出差し止めなどを求めた訴訟の控訴審判決が三十一日、名古屋高裁であった。野田武明裁判長はすでに支出された負担分などについては訴えを却下、今後予定される支出の差し止め請求は棄却した。原告側は上告する方針。

判決によると、二〇〇三（平成十五）年六月から〇八年三月までの負担金については、支払い済みまたは負担金がなくなったことから訴えを却下。〇八年四月から三一年三月までに予定されている支出については適法として、請求を棄却。その理由として、野田裁判長は「県の長期需給計画における工業用水需要予測は合理性が認められる上、経済の動向には変動があることなどから将来水需要が上昇する可能性を否定できない」として、県の負担同意と支出は適法との判断を示した。一般会計からの支出についても違法性はないと認めた。

徳山ダムをめぐっては、同じ市民団体が国土交通相らに事業認定取り消しを求める訴訟の控訴審判決が七月にあったが、名古屋高裁は原告側の訴えを退けており、原告側は上告している。

古田肇知事は「私どもの主張が認められ、妥当な判決」、梶原前知事は「これまでの当方の主張を認めていただいた」とそれぞれコメントを発表した。（一部地域、夕刊既報）

原告「市民無視の判決」

「住民感情に目を向けていない」と判決への不満をあらわにする原告団のメンバーら＝31日午前、名古屋市内

徳山ダム建設負担金支出差し止め訴訟で、原告の市民団体「徳山ダム建設中止を求める会」（上田武夫代表）のメンバーは三十一日の名古屋高裁の控訴審判決後、名古屋市内で会見した。一審に続いて訴えが認められず、メンバーらは「市民の生活感情を無視した判決」と不満を口にした。

上田代表は「税金をどぶに捨てるような使い方を止めなければ次世代に申し訳ないと思ってきたが、また時代錯誤の判決だ」と憤り、近藤ゆり子事務局長は「使われる見通しがない工業用水のために、福祉などと同じ枠の一般会計から税金が使われるのがおかしいと訴えてきた。公金意識が欠落した県の裏金問題と根は同じ」と批判した。

原告弁護団の在間正史弁護士は「判決は、水需要予測が大幅に下方修正された二〇〇四年の木曽川水系水資源開発基本計画（フルプラン）についてまったく検討されないまま、（フルプランに基づく）県の水需要予測が合理的と判断している」と指摘し、上告して最高裁で争う考えを示した。

法廷での闘争を尻目に、徳山ダムでは二十五日から試験たん水が始まる。近藤事務局長は「旧村民の生活道路の確保やクマタカ、イヌワシなど生態系の保全対策がまったくなされていないまま、村を水に沈めることになる。問題点について今後も声を上げていく」と話した。（岡本周子）

「裏金と根は同じ」上告へ

たん水開始日決定に抗議

揖斐郡揖斐川町の徳山ダム建設に伴い、村外へ移転した旧徳山村八地区の代表者でつくる八地区会長会（井野勝巳会長）は三十一日、水資源機構に対し「機構は村民を無視して試験たん水開始日を決めた」と抗議した。

同機構は八月三十日、徳山ダムの試験たん水開始日を二十五日と決めた。同会長会は「たん水開始日を教えてもらいたいと機構に要望していたが、何も知らされないうちに決められた」と反発し「公有地化事業により道路整備が行われないなど、地元との約束がほごにされた。課題が残る中での試験たん水開始は納得できない」と主張している。

旧村8地区会長会

↑岐阜新聞　06.09.01

中日新聞　06.08.31

徳山ダム

「岐阜県の支出適法」

名高裁判決　二審も原告請求棄却

水資源機構（旧水資源開発公団）が岐阜県揖斐川町に建設している国内最大の徳山ダムの建設をめぐり、建設に反対する市民団体のメンバーら四十一人が「水需要が見込めないのに県が建設負担金を支出するのは違法」として、岐阜県知事や梶原拓前知事らに支出差し止めと支払い済みの約三十四億七千万円の損害賠償を求めた住民訴訟の控訴審判決が三十一日、名古屋高裁であった。

野田武明裁判長は「支出に違法性はなく一部は訴訟の前提となる住民監査請求の期間を過ぎている」などとして、訴えの一部を却下、残りを棄却した一審・岐阜地裁判決を支持。原告の訴えを退ける判決を言い渡した。原告側は上告の方針。

判決理由で野田裁判長は、知事が費用負担に同意する根拠となった県作成の水の長期需給計画について「合理性が認められる」と指摘。支出を一般会計で処理したことについても適法とした。

原告側は「工業用水の新たな需要はなく、建設負担金を料金収入で回収することは不可能。県民全体の負担となる一般会計から支出したのも違法だ」と主張していた。

徳山ダムをめぐる訴訟では、ことし七月、国土交通相らに事業認定取り消しを求める訴訟の控訴審判決があり、名古屋高裁は「事業認定の根拠となった当時の水需要予測が不合理だったとは言えない」として、一審に続いて原告らの訴えを退けた。原告らは上告中。

フルプラン反映せず

原告側　判決に不満、上告へ

建設中の徳山ダムをめぐり、七月の事業認定取り消しを求める行政訴訟に続いて三十一日の住民訴訟でも原告の訴えは届かなかった。原告は上告する方針で、巨大公共事業をめぐる争いは最高裁に舞台を移す。

判決後に会見した在間正史弁護団長（54）は「二審判決をそのまま踏襲（とうしゅう）した」と語り、水需要予測が大幅に低下した二〇〇四年改定の木曽川水系水資源開発基本計画（フルプラン）が控訴審判決に全く反映されなかったことに不満を示した。

原告の近藤ゆり子さん（54）は「需要のない工業用水に私たちの税金が使われるのは、岐阜県民として憤りを感じる。県庁の裏金問題と根は同じ」と言い切った。

徳山ダムをめぐっては、二〇〇八年の運用開始を目指し、来月二十五日にダムに実際に水をためる試験湛水が始まる。だが依然として旧徳山村内に滞在し続ける旧村民もおり、水資源機構への不満を募らせている。

岐阜新聞　06.08.31

徳山ダム

導水路建設に900億円

検討会見込む　関係自治体に負担増

資源機構が建設中の治水、利水、発電などの多目的ダム。ロックフィル式で高さ161メートル、総貯水量はナゴヤドーム約530個分の6億6000万トンで全国最大。1957年に計画され、76年に事業認可。2000年に本体着工し、完成は08年春の予定。9月25日から試験湛（たん）水を始める。総事業費は約3350億円の見込み。

徳山ダム

徳山ダム建設の経緯

1975年12月　徳山ダム構想が浮上。電源開発促進法に基づき、揖斐川上流域を調査区域に指定

76年9月　旧建設省、事業実施計画を認可

87年4月　旧徳山村が廃村、旧藤橋村（現揖斐川町）に編入合併

89年3月　徳山村の4566世帯の移転契約完了

98年12月　旧建設省、土地収用法に基づき徳山ダム事業認定

99年3月　反対派住民が公金支出差し止め訴訟と、事業認定取り消し訴訟を提訴

2000年5月　ダム本体工事、着工

01年3月　藤橋村と旧水資源開発公団（現水資源機構）との間で、公共補償協定を変更し、村内に整備予定だった道路を建設

03年8月　徳山ダム事業費の増額を発表

12月　旧水資源開発公団、建設費約1000億円の増額を発表

04年1月　岐阜地裁の判決を不服として、住民側が名古屋高裁に控訴

05年12月　ダムの水を、愛知県や名古屋市の都市用水などとして利用する「木曽川水系連絡導水路」が、国の直轄事業として認められる

06年7月25日　名古屋高裁で判決。控訴棄却

9月25日　試験湛水（たんすい）開始へ

徳山ダム　来月25日試験湛水

「重大な自然破壊」「大切なダム」

流域住民　疑問と期待の声交錯

県境三町を連絡する徳山ダムの試験湛水（たんすい）開始は、三十五日に開かれた事業認定取り消し訴訟の控訴審判決から約二十年間、揖斐川上流の山間部で繰り広げられた、国と住民の対立の一つの区切りとなる。「重大な自然破壊」と「大切なダム」―。揖斐川流域住民からは、複雑な交錯した思いが聞こえてくる。（藤井克彦）

「重大な自然破壊を伴って導水を急ぐ」という理由からだ。自宅を失った住民の中には「ふるさとを離れようとしている」という。

水没した住民からは生活水の確保や、ダムの周辺整備を求める声が聞かれる。

「県境三町流域住民の主張は、ダムの完成を優先するあまり、ダムの周辺整備などの問題を置き去りにしている。」と、県境三町流域住民からは疑問の声が上がる。

「県境三町流域住民の主張は、ダムの完成を優先するあまり、ダムの周辺整備などの問題を置き去りにしている。」と、県境三町流域住民からは疑問の声が上がる。

「ふるさとを離れようとしている」という。

「重大な自然破壊を伴って導水を急ぐ」という理由からだ。自宅を失った住民の中には「ふるさとを離れようとしている」という。

水没した住民からは生活水の確保や、ダムの周辺整備を求める声が聞かれる。

「県境三町流域住民の主張は、ダムの完成を優先するあまり、ダムの周辺整備などの問題を置き去りにしている。」と、県境三町流域住民からは疑問の声が上がる。

「ふるさとを離れようとしている」という。

中日新聞　06.08.31

第3種郵便物認可　岐阜新聞　2006年(平成18年)8月26日　土曜日

徳山ダム

来月下旬試験たん水

県の要望で早まる

損壊都揖斐川町に建設されている徳山ダムの試験たん水が九月下旬に開始の見込みであることが二十五日、分かった。台風に備えて早期実施を求める岐阜県の意向に配慮するためなどで、具体的な期日は三十日に開催の徳山ダム事業費管理検討会で決定される見通し。

試験たん水に関し、水資源機構は天候が安定する十月中旬の開始を検討していたが、治水効果を生かしたい岐阜県は、同機構に対して台風シーズン前となる九月下旬の開始を要望し、両者で調整が続いていた。

名古屋市内で開く同検討会では、同機構から揖斐川流域の三県一市（岐阜、愛知、三重県、名古屋市）の幹部に試験たん水の開始条件や工法などが説明され、開始日が決められるとみられる。

徳山ダムは、浜名湖の二倍に当たる総貯水量約六億六千万トンの国内最大のダム。治水のほか、発電、上水道、工業用水の水源としても利用される多目的ダム。事業化に伴い、建設地の旧徳山村は一九八七（昭和六十二）年に廃村となり、四百六十六世帯約千五百人が移転した。

徳山ダムでせき止められる揖斐川は、トンネルでダム本体を迂回（うかい）させており、トンネルをコンクリートで埋めればダムに水がたまり始める。満水には、一年半ほどかかる見込み。

村に未練 多すぎる

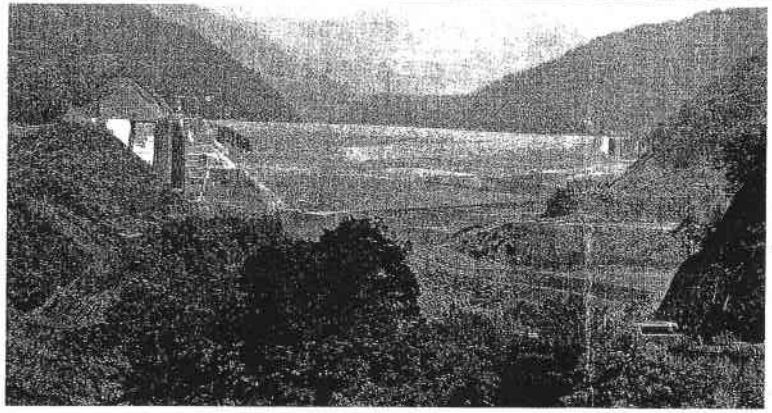

徳山ダムの試験たん水が九月下旬にも始まる見込みとなり、建設構想から約半世紀を経て旧徳山村は水没する見通しとなった。元村民らは「遅かれ早かれ、試験たん水の実施は分かっていた」と冷静に受け止めるが、水没しない旧徳山村の地域で夏季を過ごす元村民らは「開始後も所有する土地に行き来したい」と移動手段の整備を求めている。

水没しない門入地区などには、山林管理を目的に約三十戸の家屋がある。元村民は「試験たん水はいずれ行うと決まっていたこと」と冷静に話す一方で、門入地区に山林を所有し、希少植物の移植活動に取り組む本巣市文殊の宮川澄雄さん(七)は「やり残したことが多く、試験たん水は残念でならない」と惜しむ。門入地区の山林地権者の広瀬博さん(五七)は「山林の公有地化には応じない。人の住まいがある以上、行政や水資源機構は地権者が非水没地に行き来する交通網を整備すべき」と話していた。

水資源機構は、九月一日からの元町道と林道の全面通行止めに伴って地権者に通行規制への理解を求めており、ダム完成後は管理用船舶を利用してもらう考え。

また、非水没地で暮らす住民への対応について揖斐川町は「救助要請には山岳遭難と同様に応じるが、徳山ダム内に生活の本拠地があるとは言えず、それ以外に行政としてやれることはない」とし、ダム事業地内に残る十三人分の住民票については、県や同機構と相談しながら転出するよう説得に当たる方針。

9月下旬に試験たん水が始まる見込みとなった徳山ダム＝揖斐郡揖斐川町東横山

元村民「せめて交通網整備を」

試験たん水後の水没地区への越流を乗り越す大谷川の流れ＝揖斐郡揖斐川町東横山

治水効果を疑問視

試験たん水後の水没地区住民

岐阜新聞　06.08.31

県などに抗議文

大垣の住民団体

岐阜新聞　06.07.24

旧徳山村民"古里"語る

エピソード交え 若き日振り返る

大垣市室本町の市スイトピアセンターで開催中の写真展「僕の宝物　ジジババ徳山村物語」（大西暢夫さんの写真を見る会主催、岐阜新聞・岐阜放送など後援）の会場で二日、徳山ダム建設のため廃村となった旧徳山村（揖斐郡揖斐川町）の旧村民三人を迎えたトークがあり、詰め掛けた約二百人が懐かしい旧村の思い出話に聞き入った。（堀尚人）

三人は同展を開いた同郡池田町出身の写真家大西暢夫さん(六)＝同市文殊＝は、畳ほどの大きさのあるトチの板を担いで峠を越え、一回市＝と交流があり、被写体として出展作品にも登場している。

マムシを持った姿の写真が飾られている小西政治郎さん(八)＝本巣市長屋＝は、妻かのさん(七)とともに参加。十三歳の時に初めて見たバスに驚いて逃げたエピソードや、迎春準備でトチもちを用意する慣習を紹介した。

今年五月に旧村の門入地区にあった家を取り壊した広瀬ゆきえさん(八)＝同市文殊＝は、畳ほどの大きさのあるトチの板を担いで峠を越え、一回市＝と交流があり、被写体として出展作品にも登場している。

マムシを持った姿の写真が飾られている小西政治郎さん(八)＝本巣市長屋＝は、妻かのさん(七)とともに参加。十三歳の時に初めて見たバスに驚いて逃げたエピソードや、迎春準備でトチもちを用意する慣習を紹介した。

今年五月に旧村の門入地区にあった家を取り壊した広瀬ゆきえさん(八)＝同市文殊＝は、畳ほどの大きさのあるトチの板を担いで峠を越え、一回市＝と交流があり、被写体として出展作品にも登場している。

マムシを持った姿の写真が飾られている小西政治郎さん(八)＝本巣市長屋＝は、妻かのさん(七)とともに参加。十三歳の時に初めて見たバスに驚いて逃げたエピソードや、迎春準備でトチもちを用意する慣習を紹介した。

今年五月に旧村の門入地区にあった家を取り壊した広瀬ゆきえさん(八)＝同市文殊＝は、畳ほどの大きさのあるトチの板を担いで峠を越え、一回市＝と交流があり、被写体として出展作品にも登場している。

マムシを持った姿の写真が飾られている小西政治郎さん(八)＝本巣市長屋＝は、妻かのさん(七)とともに参加。十三歳の時に初めて見たバスに驚いて逃げたエピソードや、迎春準備でトチもちを用意する慣習を紹介した。

今年五月に旧村の門入地区にあった家を取り壊した広瀬ゆきえさん(八)＝同市文殊＝は、畳ほどの大きさのあるトチの板を担いで峠を越え、一回市＝と交流があり、被写体として出展作品にも登場している。

マムシを持った姿の写真が飾られている小西政治郎さん(八)＝本巣市長屋＝は、妻かのさん(七)とともに参加。十三歳の時に初めて見たバスに驚いて逃げたエピソードや、迎春準備でトチもちを用意する慣習を紹介した。

今年五月に旧村の門入地区にあった家を取り壊した広瀬ゆきえさん(八)＝同市文殊＝は、畳ほどの大きさのあるトチの板

さうした大西さんは「素晴らしい徳山村を消してしまうのは残念。僕たちの世代がダムのこと、徳山村のことをもっと気にしなければ」と呼び掛けていた。

会場は立ち見が出るほどの盛況に。最後にあいさつした大西さんは「素晴らしい徳山村を消してしまうのは残念。僕たちの世代がダムのこと、徳山村のことをもっと気にしなければ」と呼び掛けていた。

写真展は三日まで。

岐阜新聞　06.09.03

旧徳山村の思い出を語る3人（右）と大西暢夫さん（後方）＝大垣市室本町、市スイトピアセンター

大垣市で集会

上告など報告

徳山ダム建設中止を求める会

徳山ダム（揖斐郡揖斐川町）の建設事業の中止を求めている大垣市の市民団体「徳山ダム建設中止を求める会」（上田武夫代表）など（二十二日、大垣市室本町の市スイトピアセンターで「たん水」していいの？徳山ダム―7・22大垣集会」を開き、約五十人が参加した。

集会では、徳山ダム事業認定取り消し訴訟の控訴審判決について、原告側弁護団の山田秀樹弁護士が「常に右肩上がりの水需要を前提にした判決で、地裁判決の焼き直しに過ぎない」と批判。十九日に最高裁に上告したことを報告した。

このほか、名古屋水道労組の武藤にさんが、完成後の建設負担金が名古屋市の財政を圧迫する恐れがあることや、水道料金にはね返ってくる可能性を指摘。求める会の近藤ゆり子事務局長は、実態解明が進んでいない「ダム誘発地震」の調査の必要性を訴えた。

岐阜新聞　06.07.24